

内閣官房が提示するフォーマットに沿った形での出勤者数の削減に関する実施状況の公表をお願いするとともに、基本的対処方針が変更されたことを踏まえ、テレワークの活用や休暇取得の促進等による「出勤者数の7割削減」をお願いするものです。

事務連絡

令和3年8月17日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について

平素より大変お世話になっております。

出勤者数の抑制については、これまでも各府省庁に対し、出勤者数の7割削減を目指すテレワーク等の推進を依頼し、所管団体及び独立行政法人等にテレワーク等の実施や、出勤者数の削減に関する実施状況の公表について呼びかけを行っていただいているところです。

本日、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間を9月12日まで延長するとともに、8月20日から9月12日までを期間として、緊急事態措置を実施すべき区域（以下、「緊急事態措置区域」という。）に茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県が追加されました。また、北海道、福島県、石川県、愛知県、滋賀県及び熊本県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を9月12日まで延長するとともに、8月20日から9月12日までを期間として、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下、「重点措置区域」という。）に宮城県、山梨県、富山県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県が追加されました。

全国の新規陽性者数は、先週末には2万人を超える日もあり、全国的にこれまで経験したことのない高い水準で感染拡大が継続しています。また、重症者数も急激な増加が継続しており、過半を超える都道府県で医療提供体制や感染状況に係る指標が極めて厳しい状況となっており、これ以上の感染拡大を防ぐため人の流れを抑制することが重要となります。

また、「期間限定の緊急事態措置の更なる強化に関する提言」（令和3年8月12日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）では、「デルタ株の出現後においても、感染拡大リスクが高い場面」として「長時間・大人数が集まる場面」や「混雑した場所及び時間帯」が

挙げられており、「テレワークの更なる強化」などにより、「人流を減らす対策が必要である」とされています。

こうした状況を踏まえ、今回の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和3年8月17日変更）。以下、「基本的対処方針」という。）では、緊急事態措置区域に加えて、重点措置区域においても「在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す」ことが明記されたところです。

これらを踏まえ、各府省庁におかれましては、所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等に対し、以下の取組を行うよう働きかけをお願いいたします。

記

1. 緊急事態措置を実施すべき区域において、基本的対処方針にて「職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す」、「職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進すること」とされていることについての周知・呼びかけ。
2. 重点措置区域において、基本的対処方針にて「職場への出勤等について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すとともに、接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること」とされていることについての周知・呼びかけ。
3. 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の区域において、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組についての周知・呼びかけ。
4. 令和3年5月12日付事務連絡「出勤者数の削減に関する実施状況の公表について」及び令和3年5月27日付事務連絡「出勤者数の削減に関する取組内容の公表フォーマット等について」でも依頼させていただいており、既に公表している企業・団体がHP等を更新する際も含め、内閣官房が提示するフォーマットに沿った形で、テレワーク等の実施目標及び実績など出勤回避状況を定量的に示すとともに、テレワーク等の推進に向けた具体的な取組や工夫を併せて公表するよう改めての周知・呼びかけ。

※ 8月10日（火）時点の公表状況を見ると、登録数は1009社となっており、上場企業3800社に対し公表企業の割合は12.0%（455社）に止まるなど、全体的に更なる取組が必要です。引き続き、公表の周知・呼びかけをお願いいたします。

【問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室（総括班）

担当者：多田、八重樫、上田、鈴木、阪本、坂本、山口、岩熊、倉本

TEL：03-6257-1309

MAIL：g.sinnngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp

各府省庁におかれては、所管団体等に対し、テレワークの活用等による出勤者数の7割削減の実施状況を各事業者が自ら積極的に公表し、取組を促進するよう、周知・働きかけをお願いします。

事務連絡
令和3年5月12日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

出勤者数の削減に関する実施状況の公表について

平素より大変お世話になっております。

出勤者数の抑制については、これまでも各府省庁に対し、出勤者数の7割削減を目指すテレワーク等の推進を依頼し、所管団体及び独立行政法人等にテレワーク等の実施を呼びかけていただいたところです。

今回、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年5月7日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）にて、「経済団体に対し、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の7割削減の実施状況を各事業者が自ら積極的に公表し、取組を促進するよう要請するとともに、公表された情報の幅広い周知について、関連する事業者と連携して取り組む」とされたところです。

「新たな日常」の象徴でもあるテレワーク等については、既に多くの事業者において取り組んでいただいているところですが、こうした事業者の実施状況について、エッセンシャルワーカーに配慮しつつ、定量的な取組内容に加えて、各事業者で工夫されたことなどを幅広く共有することで、好事例の横展開等を図ることができると考えています。

各府省庁におかれましては、これらの趣旨に十分ご留意の上、自ら積極的に取り組むとともに、所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等に対し、留意事項を踏まえ、下記の内容について、周知・働きかけをお願いします。

なお、所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等からの問合せに対しては、各府省庁において対応することとし、必要に応じ、各府省庁から、末尾に示す内閣官房や経済産業省の連絡先に問合せ等を行うことをお願いします。

記

1. 各企業（特に上場企業等の大企業）・団体等は、テレワーク等の実施状況を自社のホームページ上で積極的に公表する。
2. 各企業・団体等の公表サイト（各社がホームページ上に公開するテレワーク等の実施状況のリンク先）等を、経済産業省が作成した以下のサイト上で登録する（※登録いただいた情報の取扱いは、同サイトをご確認下さい）。
※ 5/18(火)までに登録いただいた情報をまず経済産業省のホームページで公表する予定。その後、追加的に登録いただいた情報は、概ね一週間ごとに更新を行う。
<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kanbo-somu/remote-work>
3. 各企業・団体等において、他の企業・団体等の情報も参考にしつつ、出勤者数の削減に取り組む。

留意事項

1. 周知対象は、緊急事態宣言を実施すべき区域及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域に限らず、これらの措置が実施されていない区域（以下、「その他区域」という。）も含む（「その他区域」については、基本的対処方針にて「事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけること。」とされていることを踏まえ、これらの取組について公表するものである）。
2. 出勤者数の7割削減の取組については、テレワークだけでなく、休暇取得や各企業・団体等の独自の取組も含まれる。
3. 出勤者数の7割削減の実施状況の公表については、7割削減できたか否かではなく、可能な限り、出勤回避状況を定量的に示す（ただし、算定範囲は、エッセンシャルワーカーに配慮しつつ、その対象の捉え方も含め、それぞれの実情に応じて各企業・団体等が判断し、その旨公表時に補足）こととする。

（公表する定量的な取組内容の例）

- ・ テレワーク等の実施目標は全社員の〇%、〇月〇日から〇月〇日の実績は〇%。
- ・ 全社員のうち、現場作業が必要な社員を除くテレワーク実施可能な社員（全社員の〇%）の出勤者数を〇%削減
- ・ 〇月〇日から〇月〇日に、事務職〇人中〇人が週当たり〇日実施し、出勤者数を〇%削減
- ・ 本社で〇%、〇〇支社で〇%、△△事業所で〇%、出勤者数を削減

- ・緊急事態宣言区域及び重点措置区域の事業所で出勤者数を〇%削減、それ以外の区域で〇%削減
- ・テレワーク、ローテーション勤務、休暇を組み合わせで会社全体で、出勤者数を〇%削減

4. また、テレワーク等の推進に向けた具体的な取組や工夫を併せて公表する。

(公表する内容の例)

- ・テレワーク等の推進に向けて、〇〇〇といった取組を実施
- ・テレワーク等の実施により、社内において〇〇〇といった変化
- ・テレワーク等に関して、社内の〇〇を見直すなど工夫したこと

5. 各企業・団体等の公表サイトに公表する様式や更新頻度については任意。

○本事務連絡全般に関する問い合わせ
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室（総括班）
担当者：阪本、岩熊、多田、八重樫、重友、坂本、山口、石岡
TEL：03-6257-1309
MAIL：g.sinnngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp

○データベース等、公表に関する問い合わせ
経済産業省大臣官房総務課危機管理・災害対策室
担当者：渡辺、水上、北村、高橋、樋口
TEL：03-3501-1609
MAIL：kiki-kanri2021@meti.go.jp